

# 入会金および会費規則

## 第1条〔趣旨〕

この規程は、一般社団法人ホッケージャパンリーグ（以下「Hリーグ」という）定款第7条の規定に基づく入会金および会費に関する事項について定める。

## 第2条〔入会金及び会費〕

正会員の入会金および会費は、次のとおりとする。

- ① H1リーグ会員（以下「H1会員」という）  
入会金 2,200,000円  
年会費 1,000,000円
- ② H2リーグ会員（以下「H2会員」という）  
入会金 2,200,000円  
年会費 1,000,000円
- ③ 女子リーグ会員（以下「女子会員」という）  
入会金 2,200,000円  
年会費 1,000,000円

## 第3条〔入会金及び会費の納入〕

(1) 入会金および会費は、Hリーグが発行する納付通知書により、次の期限までに納入しなければならない。

① 入会金 H1会員およびH2会員および女子会員は、当該会員承認の日から1か月以内に入会金を納入しなければならない。

イ.H1会員は、初めてH1会員になったときに、当該会員承認の日から1ヶ月以内に、金220万円の入会金を納入しなければならない。

ロ.H2会員は、初めてH2会員になったときに（ただし、H1会員が降格によって初めてH2会員になった場合を除く）、当該会員承認の日から1ヶ月以内に、金220万円の入会金を納入しなければならない。

ハ.女子会員は、初めて女子会員になったときに、当該会員承認の日から1ヶ月以内に、金220万円の入会金を納入しなければならない。

ニ.H2会員が昇格によって初めてH1会員になったときは、当該会員承認の日から1ヶ月以内に、H1会員とH2会員の入会金の差額の入会金を納入しなければならない。

ホ.H1会員が降格後、昇格により再びH1会員になったときは、入会金を納入することを要しない。

② 会費 H1会員およびH2会員および女子会員は、シーズン毎に年会費を、当該シーズンの4月末までに納入しなければならない。

③ 入会金および会費は、Hリーグ指定口座に払い込むものとする。

## 第4条〔改廃〕

この規程の改廃は、社員総会の決議によらなければならない。

〔制 定〕

2017年6月22日